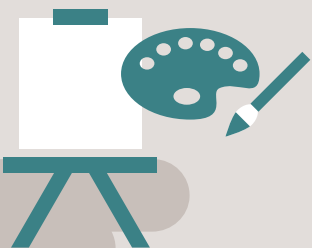


あらたな文化行政を目指して



文化庁 変革の 未来



文化庁



文化庁の取組が始まりました。

社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策への転換

1 文化芸術基本法

公布・施行
(2017年6月)

2 文化芸術推進基本計画

計画の閣議決定
(2018年3月)

文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実	文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現
国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献	多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の形成
多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成	地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

3 文化庁の機能強化と制度改正

文化庁の機能強化

文化庁の任務を「文化に関する施策の総合的な推進」等に改めるほか、芸術教育に関する事務や博物館に関する事務を文化庁に移管する等の措置を講じる。(文部科学省設置法の一部改正)

デジタル・ネットワーク化の進展に対応した著作権制度の整備

著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにする。(著作権法の一部改正)

これからの時代にふさわしい文化財保護制度の構築

未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。(文化財保護法及び地教法の一部改正)

文化芸術の
力で
一億総活躍

文化芸術
資源で
地方創生
地域活性化

2016年度

2017年度

2018年度

2019年度

2020年度

2021年度

4 文化庁の京都移転

文化庁移転協議会

4月 設置
8月 移転の進め方
12月 「地域文化創生本部」の内容や本格移転先候補のとりまとめ

7月 組織の大枠、本格移転場所、移転時期の決定

8月 新・文化庁における文化政策の展開や本格移転先庁舎の整備のとりまとめ

一部先行移転

2017年4月 京都に「地域文化創生本部」を設置

本格移転に向けて

2017年6月
新たな文化芸術基本法の施行

2018年10月
「新・文化庁」発足

2018年6月可決成立、2018年10月施行
文化庁の機能強化・抜本的な組織改編に係る設置法改正

本格移転

京都への
全面的な移転

遅くとも2021年度中を目指す

日本文化
ブランドで
世界を魅了



文化芸術を取り巻く状況は、大きく変わっています。

<h3>社会状況の著しい変化</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 少子高齢化、グローバル化の進展、情報通信技術の進展などを背景に、他分野と連携した文化芸術政策が一層求められるように 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 急激な社会変化により、文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化し、分野によっては、後継者育成や専門人材の確保等が課題に
<h3>東京オリンピック・パラリンピックの開催</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年東京オリンピック・パラリンピックは、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信し、文化芸術による価値の創出を広く示す好機 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年以降のレガシー創出を意識した戦略的な施策展開が必要
<h3>新しい文化芸術基本法の成立</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化芸術の振興にとどまらず、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業・その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展及び創造に活用
<h3>文化庁の京都移転</h3>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2016年3月、文化庁について、現在と同等以上の機能が発揮できることを前提としたうえで、新たな政策ニーズ等に対応するための機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転することを決定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2017年7月、京都への本格移転について、遅くとも2021年度中を目指し、本格移転場所の京都府警本部本館に7割の職員を移転することを決定



そもそも文化庁とは…

- 舞台芸術活動等の推進
- メディア芸術の振興
- 子供たちの文化芸術体験活動の推進
- 地域における文化の振興
- 文化財の保存と活用

他にも、著作権制度、国語についての理解、日本語教育の充実、国際文化交流・日本文化の発信、アイヌ文化の振興、宗務行政、美術館・博物館の振興などに関する業務を担っています。

2018年度 予算額
107,729百万円

文化芸術推進基本計画 —文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—



文化芸術推進基本計画とは…

文化芸術基本法第7条に基づき、2018年3月に閣議決定。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018~2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示す。

今後の文化芸術政策の目指すべき姿

■ 文化芸術の創造・発展継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に進められ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

■ 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

■ 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

■ 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

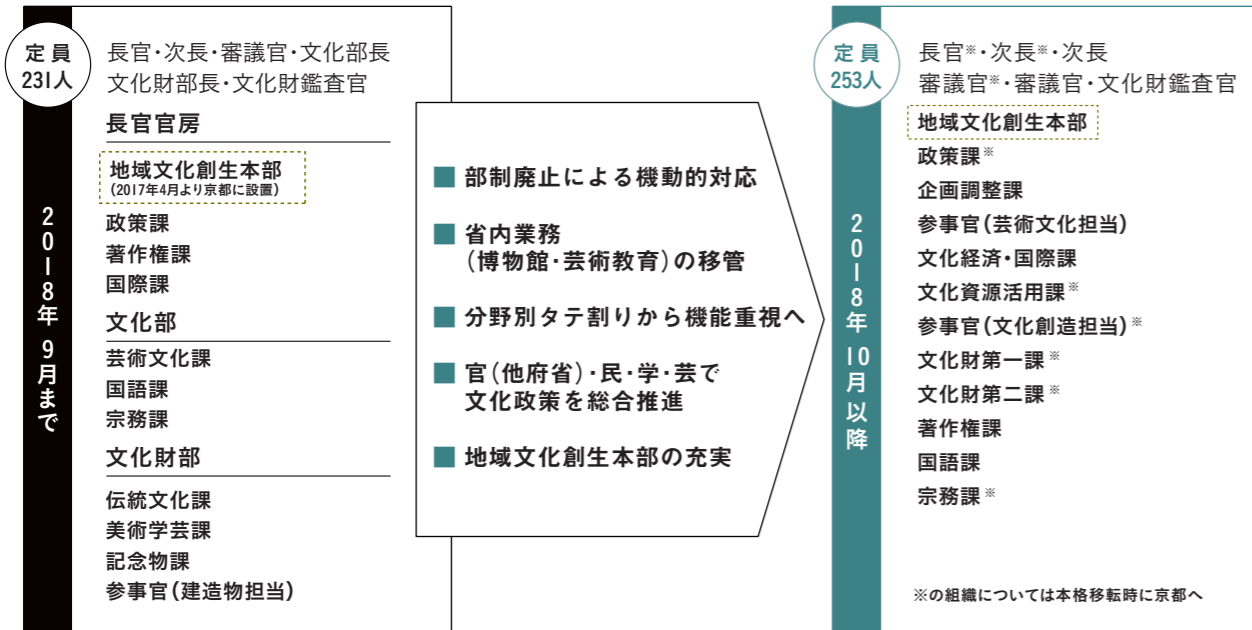
地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018~2022年度)

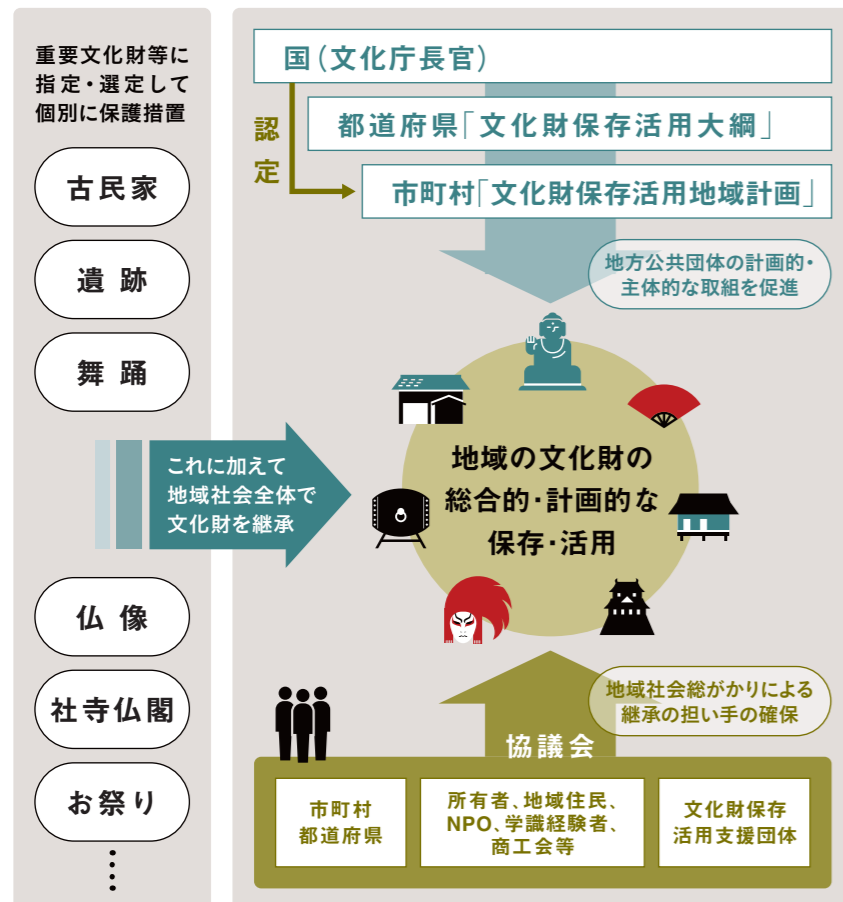


文化庁の抜本的な組織改編

- ▶時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割り型から目的に対応した組織編制とすることによって、政策課題への柔軟かつ機動的な取り組みに対応するとともに、文化財を始め文化芸術資源の活用を促進する。
- ▶関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により、新たな領域への積極的な対応を強化。



これからの時代にふさわしい文化財保護制度への見直し



背景

- 過疎化・少子高齢化等を背景に文化財の滅失・散逸の防止が喫緊の課題
- 未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体でその継承に取り組むことが必要

見直しの内容

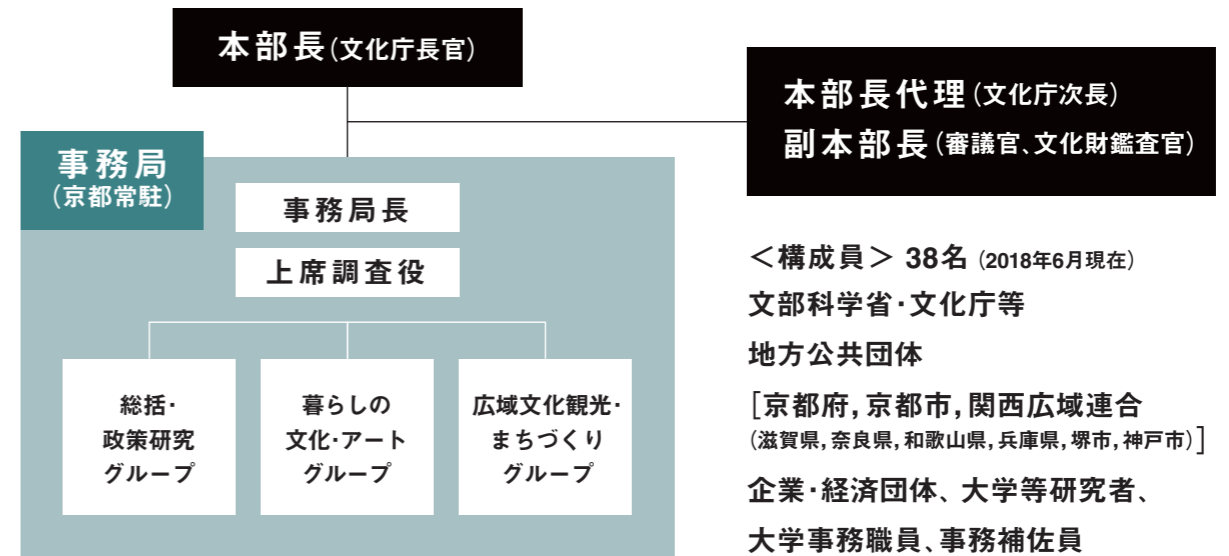
- 文化財保護法を改正し、都道府県による大綱の策定、市町村による地域計画の作成と国の認定の仕組みを創設。認定効果として権限移譲等の特例を設け、地方公共団体の主体的な取組を促進
- 地域計画の作成・推進に当たり様々な関係者による協議会を組織できることとし、地域社会総がかりによる取組を可能に

その他

個々の国指定等文化財の所有者等による保存活用計画の作成と国の認定制度の創設/重要文化財等の損壊に対する罰金額の引き上げ/現在、教育委員会が行っている文化財保護に関する事務を、地方公共団体の長が所管できることとするなどの見直しを実施

(改正法の施行:平成31年4月1日)

京都移転に向けて 文化庁「地域文化創生本部」の活動



本部長代理(文化庁次長)
副本部長(審議官、文化財鑑査官)

<構成員> 38名(2018年6月現在)
文部科学省・文化庁等
地方公共団体
[京都府,京都市,関西広域連合(滋賀県,奈良県,和歌山県,兵庫県,堺市,神戸市)]
企業・経済団体、大学等研究者、
大学事務職員、事務補佐員

2017年度の主な活動

予算事業等の執行

文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業(先進的文化芸術創造活用拠点形成事業)/伝統文化親子教室事業/歴史文化基本構想策定支援事業/観光拠点形成重点支援事業/全国高校生伝統文化フェスティバル(京都府、京都府高等学校文化連盟との共催)

地元の地方公共団体や関係機関とのネットワーク構築、移転に向けた機運醸成

調査研究

- 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究事業
- 諸外国における文化政策の比較調査
- 大学等研究機関との共同研究(文化芸術創造都市に関する評価、文化芸術による社会包摂のあり方など10件)
- 生活文化・国民娯楽に関する国民の意識や関係団体の実態についての調査研究



TV会議による庁内会議



「歴史文化基本構想」研修会



暮らしの文化フォーラム



全国高校生伝統文化フェスティバル



地元自治体や関係機関との意見交換会



大学等との連携による共同研究実施

＜本格移転先(遅くとも2021年度中を目指す)＞
京都府警察本部本館



京都府警察本部本館の建物は、
京都で執り行われた昭和天皇の
「即位の礼」にあわせて昭和3年
に建設。



＜先行移転先(2017年4月～)＞
文化庁地域文化創生本部



【庁舎の場所】

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号



【庁舎の場所】

京都市東山区東大路通松原上る3丁目毘沙門町43-3
(京都市上下水道局旧東山営業所)
文化庁 地域文化創生本部

文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

☎(代表) 03-5253-4111

ホームページ <http://www.bunka.go.jp>

文化庁地域文化創生本部

〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る三丁目

毘沙門町43-3

☎(代表) 075-330-6720